

健全で透明性の高い経営を重視し、企業統治を継続的に強化

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は行動規範「有徳（信義・誠実、創意・工夫、公明・清廉）」とグループ行動宣言に基づき、企業人としてのコンプライアンスの徹底、株主利益の重視及び経営の透明性確保を絶えず念頭におき経営に当たり、経営の透明性確保の見地から情報開示への積極的な取り組みを重視し、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めます。

コーポレートガバナンス・コード原則への対応

当社はコーポレートガバナンス・コードに記載された各原則をすべて実施しています。

コーポレートガバナンス体制

当社は、取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社です。取締役会は取締役8名（内、社外取締役2名）で構成されており、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督しています。取締役は取締役会が決定した役割に基づき、法令、定款、及び社内規程に従い、担

当業務を執行しています。

取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しています。

監査役会は、監査役4名（内、社外監査役3名）で構成されており、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しています。

コーポレートガバナンス体制早見表

機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
取締役の人数（うち社外取締役の人数）	8名（2名）
監査役の人数（うち社外監査役の人数）	4名（3名）
取締役の任期	1年（社外取締役も同様）
執行役員制度の採用	有
取締役会の任意諮問機関	ガバナンス委員会を設置
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

コーポレートガバナンスの基本方針

1. 株主の権利・平等性の確保	株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行います。
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	当社の「行動規範」「グループ行動宣言」に基づき、長期的かつ安定的に発展し、お客様、取引先、従業員、国・行政、地域社会等、当社が重要と位置づけているすべてのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていきます。
3. 適切な情報開示と透明性の確保	法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、コーポレートガバナンス・コードの各原則において開示を求められる事項等について、主体的に開示を行います。
4. 取締役会等の責務	取締役会は、経営の基本方針を決定すると共に、経営監督機能を担います。また法令で定められた専権事項に加え、定量面・定性面から重要性の高い業務執行に関する決定を行います。一方で、迅速な意思決定の重要性に鑑み、通常の業務執行の決定については取締役及び執行役員への委任を極力進め、その執行状況を監督します。取締役は、株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を負い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献します。
5. 株主との対話	当社IR基本方針に基づき、株主を含む投資家との良好な関係構築に向けた対話を促進するよう努めます。対話に際しましては、担当部署（コーポレート・コミュニケーション室）及びIR担当役員（CFO）がIR広報活動として推進します。IR広報活動によって得られたご意見・ご要望は経営陣に随時フィードバックし、持続的な企業価値向上に活かすよう努めます。 IR基本方針 http://www.itcenex.com/ir/policy/basicpolicy/

ガバナンス委員会

経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的として、平成27年11月に取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会を設置しました。ガバナンス委員会は社外取締役及び社外監査役を含む委員で構成され、取締役・監査役候補の選任方針・選任議案の審議、取締役の報酬制度のあり方（報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など）、その他ガバナンス関連議案の審議を行います。

ガバナンス委員会構成メンバー（4名）

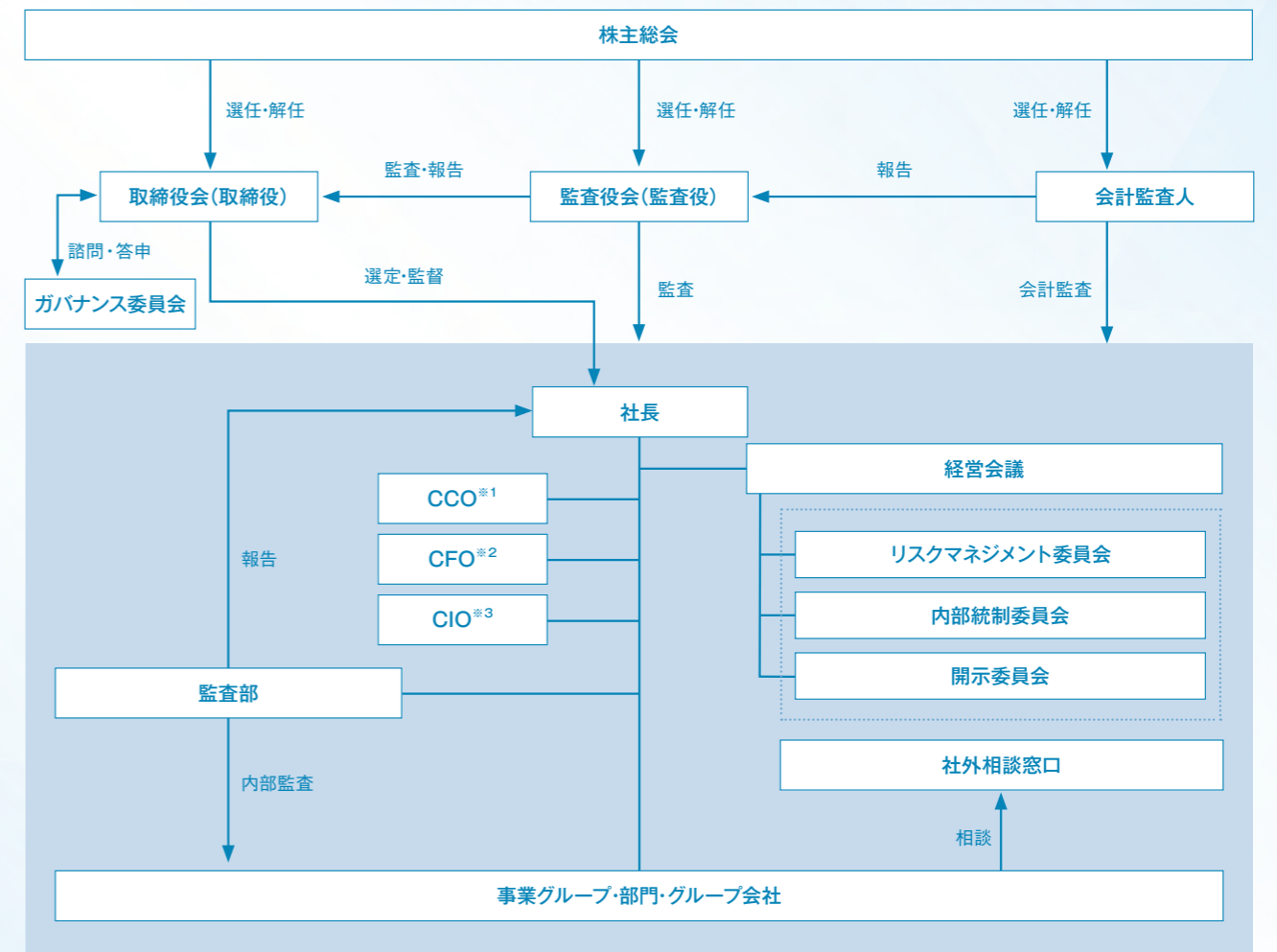
取締役	2名
社外取締役	1名
社外監査役	1名

各種委員会

社長及び取締役会による適切かつ機動的な業務執行に関する意思決定に資することを目的として、経営会議及び各種委員会（リスクマネジメント委員会、内部統制委員会、開示委員会）を設置しています。経営会議は社長の補佐機関として、会社の全般的経営方針及び経営に関する重要事項を協議しています。主な委員会とその役割は次の通りです。

リスクマネジメント委員会	全社リスクの洗い出しから重要なリスクへの対策の立案、実施、評価、検討までの包括的な審議
内部統制委員会	内部統制システムの整備に関する事項の審議
開示委員会	企業内容等の開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議

企業統治体制



※1 CCO : Chief Compliance Officer 最高コンプライアンス責任者 ※2 CFO : Chief Financial Officer 最高財務責任者 ※3 CIO : Chief Information Officer 最高情報責任者

社外役員の独立性に関する判断基準

社外役員の独立性に関する判断基準について、当社は、(株)東京証券取引所など国内の金融証券取引所が定める独立役員要件に加え、以下(1)～(5)の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断しています。

- (1) 現在又は過去10年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者*（社外監査役については業務執行を行わない取締役を含む）であったことが一度もないこと。
- (2) 現在又は過去3年間に於いて、当社の親会社の役員若しくは業務執行者又は兄弟会社の業務執行者であったことがないこと。
- (3) 現在又は過去3年間に於いて、当社の株式を直接又は間接に10%以上保有している大株主若しくはその業務執行者であったことがないこと。
- (4) 直近決算期又は直近決算期に先行する3決算期のいずれかにおいて、当社との取引高（売上高又は仕入高）が対象となる決算期の直近決算期の取引高の2%を超える大口の取引先若しくはその業務執行者であったことがないこと。
- (5) 過去3年以内に、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬支給を受けたコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家（当該報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体に所属するものを含む）でないこと。

*業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他使用人等をいう。

親会社について

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社は、当社議決権54.0%を保有しており、当社は同社の連結子会社となっています。また、当社は伊藤忠商事グループにおける石油製品の国内販売及び日本を起点とした輸出入事業の中核会社という位置づけであり、重要なビジネスパートナーとして、石油製品の取引、国内外の原油・石油製品市況の情報交換や人材交流、また電力や環境ビジネス、海外プロジェクト等に関する事業の取り組みを推進しています。

なお、当社は親会社による事業上の制約等はないと認識しており、自主性・自律性を確保しながら、独自の経営判断が行える状況にあると考えています。また、当社と伊藤忠商事株式会社及びその企業グループの間では、取締役の兼任や出向者の受け入れはありますが、独自の経営判

断を妨げるものではなく独立性が確保されています。

政策保有株式に関する方針

当社では、株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、ノウハウ獲得等、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合にのみ、お客様・取引先の株式を保有する方針としています。政策保有株式の議決権に当たっては、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、議案内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、投資先企業の経営方針・戦略等を踏まえ、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の観点から適切に議決権を行使しています。

取締役会の実効性に関する評価について

当社は2016年度の取締役会全体としての実効性に関して、各取締役の自己評価をベースに、取締役及び監査役全員を対象に意見を求め、これらの意見をもとに、ガバナンス委員会で審議のうえ、取締役会において分析、評価を実施しました。

評価手法

以下の要領でのアンケート及びインタビューの実施による自己評価。

■評価対象

2016年4月から2017年3月までに開催された取締役会（計18回）

■評価者

2017年4月時点の取締役会メンバー

■実施概要

「取締役会の構成」「取締役会の運営」「取締役会を支える体制」「株主との対話」に関する設問及び自由記入によるアンケート（記名式で透明性を確保）を実施。このアンケートの集計結果を踏まえ、社外取締役、監査役に個別インタビューを実施。

評価結果

2016年度の評価では、取締役会における議論のさらなる活性化に向けて、全社視点・社外ステークホルダー視点での議論をより一層活発化する運営・体制の構築や、説明資料・説明のわかりやすさの工夫などについて一部改善の必要性は認識していますが、全体として概ね適切に運営されており、取締役会全体での実効性は確保されていると評価しています。この評価結果等を活用しつつ、さらなる取締役会の監督機能及び意思決定機能の向上を図っていきます。

社外取締役メッセージ



社外取締役
新保 誠一

情報開示の度合いが高く
ガバナンス委員会も
有効に機能しています。

社外役員を対象に毎月開催される「月例報告会」を通じて、取締役会の付議事項・報告事項の事前説明や、取締役会に付議されない経営会議の内容や様々なトピックスの提供をタイムリーに受けています。

当社は委員会設置会社ではありませんが、類似の機能を有する「ガバナンス委員会」が設置されており、社外取締役と社外監査役各1名、社内取締役2名の計4名で構成されています。私はそのメンバーの一人として、経営陣の指名や報酬、取締役会の評価等を審議し、その内容を取締役会に答申し、真摯に受け止めてもらっています。

社外取締役として会社の持続的成長・中長期的な企業価値の向上や健全経営に寄与することが、株主の皆様への責任であり、独立役員として客観的立場から経営陣に対する実効性の高い監督が与えられた使命と考えています。今後ともエネクスグループを支える一人として、独立性を保ちながら、コーポレートガバナンスの強化・充実に貢献していきます。



社外取締役
佐伯 一郎

一般株主の代弁者として
持続的成長と企業価値向上
に貢献します。

コーポレートガバナンス・コードが選任を促している社外取締役には、業務執行における一般株主様の利益を保護すること、そして、企業価値の向上を助けることが期待されています。社外取締役がこうした役割を果たすためには、経営執行からの独立性と経営情報の確保が必要です。

当社の社外取締役は、過去において、当社、当社の親会社・子会社等とは何らかかわりがなく、つねに客観的立場から経営監視を行っていますし、経営情報については、大量の情報の中から正確で適切な情報を収集することを心がけています。

米国では、社外取締役が業績に好影響を与えたという実証データはほとんどないとも言われていますが、他方で、わが国では独立性の高い社外取締役の割合と企業のROEの高さとは相関性があるという指摘があります。

私ども社外取締役は、一般株主様の代弁者として、これからも当社の持続的成長と企業価値向上に向け、その役割を果たしていきたいと思っています。

取締役報酬

2016年度の取締役報酬は以下の通りです。

単位：百万円

	報酬の総額	基本報酬	賞与	人数
取締役 (社外取締役を除く)	284	178	106	6人
監査役 (社外監査役を除く)	3	3	—	1人
社外役員	76	76	—	7人

業績連動型株式報酬制度

2017年6月21日開催の第57回定時株主総会における決議により、当社は社外取締役及び非業務執行取締役を除く取締役に対して、基本報酬と賞与に加え、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入しました。本制度は、取締役に対し、業績達成度等の一定の基準に応じたポイントを付与し、原則として取締役の退任時に付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付する業績連動型の株式報酬制度で